

宮崎市平成 1 2 年国勢調査結果書

その 2

- 第 2 次基本集計の結果 -

- 従業地・通学地集計 -

- 人口移動集計 -

労働力状態・就業者の産業・教育・世帯の型

従業地・通学地による人口

人口の転出入の状況

目 次

利用上の注意	1
平成 12 年国勢調査の概要	2
用語の解説	4

結果の概要

1. 労働力状態	
(1) 労働力人口と完全失業率	16
(2) 年齢(5 歳階級)、男女別就業者	17
(3) 年齢(5 歳階級)、男女別就業率	18
2. 産業	
(1) 産業 3 部門別就業者数	19
(2) 産業別(大分類)別就業者数の推移	20
3. 従業上の地位	21
4. 就業時間	
(1) 平均週間就業時間	22
(2) 産業大分類別の平均週間就業時間	23
5. 教育	24
6. 夫婦の労働力状態・子供	25
7. 家計の収入	26
8. 従業地・通学地による人口	
(1) 通勤・通学人口	27
(2) 流入人口と流出口	27
(3) 昼間人口	28

統 計 表

- 第 2 次基本集計 -

労働力状態・産業・従業上の地位

1 - 1 労働力状態(8 区分), 年齢(5 歳階級), 男女別 15 歳以上人口 (雇用者 - 特掲)	30
1 - 2 労働力状態(8 区分), 年齢(5 歳階級), 男女別 15 歳以上人口(総数) (雇用者 - 特掲) DIDs	32
1 - 3 労働力状態(8 区分), 配偶関係(4 区分), 年齢(5 歳階級), 男女別 15 歳以上人口(総数)(雇用者 - 特掲)未婚	34

1 - 4	労働力状態（8 区分），配偶関係（4 区分），年齢（5 歳階級）， 男女別 15 歳以上人口（総数）（雇用者 - 特掲）有配偶	36
1 - 5	労働力状態（8 区分），配偶関係（4 区分），年齢（5 歳階級）， 男女別 15 歳以上人口（総数）（雇用者 - 特掲）死別	38
1 - 6	労働力状態（8 区分），配偶関係（4 区分），年齢（5 歳階級）， 男女別 15 歳以上人口（総数）（雇用者 - 特掲）離別	40
2 - 1	産業(大分類)，年齢(5 歳階級)，男女別 15 歳以上就業者数及び平均年齢 (雇用者 - 特掲)	42
2 - 2	産業(大分類)，年齢(5 歳階級)，男女別 15 歳以上就業者数及び平均年齢(雇用者 - 特掲) DIDs	44

就業時間

3 - 1	就業時間（10 区分），従業上の地位（7 区分），産業（大分類）， 男女別 15 歳以上就業者数，平均週間就業時間及び延べ週間就業時間 総数	46
3 - 2	就業時間（10 区分），従業上の地位（7 区分），産業（大分類）， 男女別 15 歳以上就業者数，平均週間就業時間及び延べ週間就業時間 男	50
3 - 3	就業時間（10 区分），従業上の地位（7 区分），産業（大分類）， 男女別 15 歳以上就業者数，平均週間就業時間及び延べ週間就業時間 女	54
4 - 1	就業時間（10 区分），従業上の地位（7 区分），配偶関係（2 区分），年齢 （5 歳階級），男女別 15 歳以上就業者数，平均週間就業時間及び延べ週間 就業時間 総数	58
4 - 2	就業時間（10 区分），従業上の地位（7 区分），配偶関係（2 区分），年齢 （5 歳階級），男女別 15 歳以上就業者数，平均週間就業時間及び延べ週間 就業時間 配偶者あり	64
4 - 3	就業時間（10 区分），従業上の地位（7 区分），配偶関係（2 区分），年齢 （5 歳階級），男女別 15 歳以上就業者数，平均週間就業時間及び延べ週間 就業時間 配偶者なし	70
4 - 4	就業時間（10 区分），従業上の地位（7 区分），配偶関係（2 区分），年齢 （5 歳階級），男女別 15 歳以上就業者数，平均週間就業時間及び延べ週間 就業時間 男 総数	76
4 - 5	就業時間（10 区分），従業上の地位（7 区分），配偶関係（2 区分），年齢 （5 歳階級），男女別 15 歳以上就業者数，平均週間就業時間及び延べ週間 就業時間 男 配偶者あり	82
4 - 6	就業時間（10 区分），従業上の地位（7 区分），配偶関係（2 区分），年齢 （5 歳階級），男女別 15 歳以上就業者数，平均週間就業時間及び延べ週間 就業時間 男 配偶者なし	88

4 - 7	就業時間（10 区分），従業上の地位（7 区分），配偶関係（2 区分），年齢（5 歳階級），男女別 15 歳以上就業者数，平均週間就業時間及び延べ週間 就業時間 女 総数	94
4 - 8	就業時間（10 区分），従業上の地位（7 区分），配偶関係（2 区分），年齢（5 歳階級），男女別 15 歳以上就業者数，平均週間就業時間及び延べ週間 就業時間 女 配偶者あり	100
4 - 9	就業時間（10 区分），従業上の地位（7 区分），配偶関係（2 区分），年齢（5 歳階級），男女別 15 歳以上就業者数，平均週間就業時間及び延べ週間 就業時間 女 配偶者なし	106

居住期間

5 - 1	居住期間（6 区分），年齢（5 歳階級），男女別人口	112
5 - 2	居住期間（6 区分），年齢（5 歳階級），男女別人口 DIDs	113
6	居住期間（6 区分），産業（大分類），男女別 15 歳以上就業者数	114
7	世帯主の居住期間（6 区分），世帯主の就業・非就業，世帯主の産業（大分類）， 世帯主の従業上の地位（6 区分）別一般世帯数及び一般世帯人員	116

教育

8	在学か否かの別・最終卒業学校の種類(6 区分)，年齢(5 歳階級)， 男女別 15 歳以上人口	120
9	在学学校・未就学の種類（7 区分），男女別在学者数及び未就学者数	121

世帯の家族類型・子供

1 0	世帯の家族類型（3 区分），子供の有無・数・年齢（38 区分）別夫婦のいる 一般世帯数，一般世帯人員及び親族人員（3 世代世帯 - 特掲）	122
-----	--	-----

夫婦の労働労力状態・子供

1 1	世帯の家族類型（3 区分），子供の有無・年齢（22 区分）， 夫婦の就業・非就業（4 区分）別夫婦のいる一般世帯数及び親族人員 （夫・妻とも雇用者並びに夫婦のいる 3 世代世帯 - 特掲）	124
-----	--	-----

夫婦の年齢・労働力状態

1 2	夫の年齢（各歳），妻の年齢（各歳）別夫婦数	130
1 3	夫の労働力状態（3 区分），夫の産業（大分類），妻の労働力状態（3 区分）， 妻の産業（大分類）別夫婦数	134

家計の収入の種類

1 4	家計の収入の種類（16 区分）別一般世帯数，一般世帯人員，親族人員及び 15 歳以上親族就業者数	136
-----	---	-----

高齢単身世帯

1 5	労働力状態（3 区分），年齢（5 歳階級），男女別高齢単身者数 （60 歳以上の単身者 - 特掲）	137
-----	--	-----

高齢夫婦世帯

- 1 6 夫の就業・非就業，夫の年齢（5 歳階級），妻の就業・非就業，妻の年齢
（5 歳階級）別及び高齢夫婦と未婚の 18 歳未満の者から成る世帯 - 特掲） 138

- 従業地・通学地集計 -

従業地・通学地による人口

- 1 7 常住地又は従業地・通学地による年齢（5 歳階級），男女別人口及び
15 歳以上就業者数（有配偶の女性就業者 - 特掲） 140

従業地・通学地と常住地

- 1 8 常住地による従業・通学市区町村，男女別 15 歳以上就業者数及び
15 歳以上通学者数（15 歳未満通学者を含む通学者 - 特掲） 142
- 1 9 従業地・通学地による常住市区町村，男女別 15 歳以上就業者数及び
15 歳以上通学者数（15 歳未満通学者を含む通学者 - 特掲） 146
- 2 0 常住地又は従業地による配偶関係（3 区分），年齢（5 歳階級），
男女別 15 歳以上就業者数（雇用者 - 特掲） 150

産業

- 2 1 常住地又は従業地による産業（大分類）別 15 歳以上就業者数（雇用者 - 特掲） .. 158
- 2 2 常住地による従業市区町村，産業（大分類）別 15 歳以上就業者数 160
- 2 3 従業地による常住市区町村，産業（大分類）別 15 歳以上就業者数 162
- 2 4 - 1 従業地による産業（大分類），従業上の地位（4 区分），年齢（5 歳階級），
男女別 15 歳以上就業者数 総数 164
- 2 4 - 2 従業地による産業（大分類），従業上の地位（4 区分），年齢（5 歳階級），
男女別 15 歳以上就業者数 雇用者（役員含む） 166
- 2 4 - 3 従業地による産業（大分類），従業上の地位（4 区分），年齢（5 歳階級），
男女別 15 歳以上就業者数 雇用者（役員含まない） 168
- 2 4 - 4 従業地による産業（大分類），従業上の地位（4 区分），年齢（5 歳階級），
男女別 15 歳以上就業者数 常雇 170
- 2 4 - 5 従業地による産業（大分類），従業上の地位（4 区分），年齢（5 歳階級），
男女別 15 歳以上就業者数 臨時雇 172

利用交通手段

- 2 5 常住地又は従業地・通学地による利用交通手段（16 区分）別 15 歳以上
自宅外就業者・通学者数 174
- 2 6 常住地又は従業地・通学地による利用交通手段（9 区分）別 15 歳以上
自宅外 就業者・通学者数 175

2 7	常住地による従業・通学市区町村，利用交通手段（16 区分）別 15 歳以上 自宅外就業者・通学者数	176
2 8	従業地・通学地による常住市区町村，利用交通手段（16 区分）別 15 歳以上 自宅外就業者・通学者数	178
2 9	常住地による従業・通学市区町村，利用交通手段（9 区分）別 15 歳以上 自宅外就業者・通学者数	180
3 0	従業地・通学地による常住市区町村，利用交通手段（9 区分）別 15 歳以上 自宅外就業者・通学者数	181

- 人口移動集計 -

移動人口の男女・年齢

3 1	現住市区町村による 5 年前の常住地，年齢（5 歳階級）， 男女別 5 歳以上人口（転入）（転出 - 特掲）	184
3 2	現住市区町村による 5 年前の常住市区町村，男女別 5 歳以上人口及び 15 歳以上	186
3 3	5 年前の常住市区町村による現住市区町村，男女別 5 歳以上人口及び 15 歳以上 就業者数（転出）	188

移動人口の労働力状態・産業

3 4	現住都道府県による 5 年前の常住地，労働力状態（5 区分），産業（大分類）， 年齢（5 歳階級），15 歳以上人口（転入）（転出 - 特掲）	190
-----	--	-----

移動人口の教育

3 5	現住都道府県による 5 年前の常住地，在学か否かの別・最終卒業学校の種類 （6 区分），年齢（5 歳階級），男女別 5 歳以上人口（転入）（転出 - 特掲）	198
-----	---	-----

- 小地域集計 -

町・丁・大字別集計その 1

労働力状態（8 区分）、15 歳以上人口従業上の地位（3 区分）	208
----------------------------------	-----

町・丁・大字別集計その 2

産業（大分類）別 15 歳以上就業者数	224
---------------------	-----

町・丁・大字別集計その 3

居住期間(6 区分) 在学学校・未就学の種類(7 区分)	240
------------------------------	-----

町・丁・大字別集計その 4

主な家計の収入の種類(7 区分)別一般世帯数(賃金・給料のみ及び恩給・年金のみの世帯) 世帯の経済構成	256
--	-----

町・丁・大字別集計その 5

常住地による従業地・通学地(5 区分)15 歳以上就業者数及び通学者数 利用交通手段 (9 区分),15 歳以上自宅外就業者数及び通学者数	272
--	-----

町・丁・大字別集計その 6

5 年前の常住地(6 区分),男女別 5 歳以上人口(転入)-	288
---------------------------------	-----

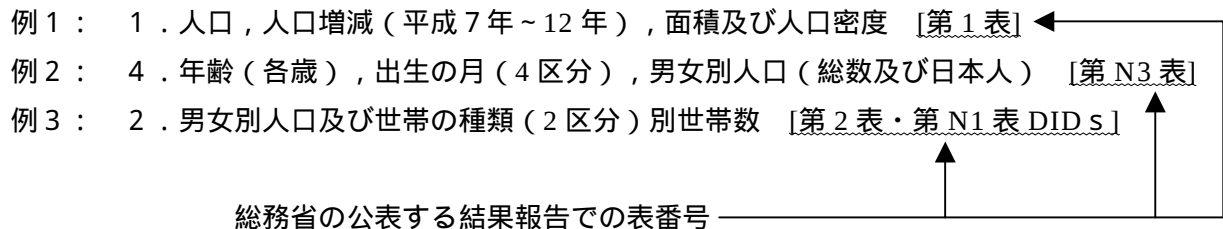
付録 1 . 人口集中地区境界図	305
付録 2 . 宮崎市地域図 (全図)	306
付録 3 . 宮崎市地域図 (中央部拡大図)	307
付録 4 . 「平成 12 年国勢調査結果 その 1 」の掲載内容	308
付録 5 . 平成 12 年国勢調査の集計体系	309
付録 6 . 「平成 12 年国勢調査報告」の構成	310
付録 7 . 平成 12 年国勢調査調査票	312

利用上の注意

1. この結果書は、総務省統計局の集計・公表に基づいて作成したものであり、数字は、すべて確定数です。
2. 統計表中の符号は次のとおりです。
「 - 」 皆無又は該当事実の無いもの。
「 0.0 」 該当数字を四捨五入した結果、単位に満たないもの。
3. 百分率は、四捨五入で計算してあるので、必ずしも総数とは一致しません。
4. 統計表の表題のみかた

この結果書に掲載されている統計表は、総務省統計局が公表した「平成 12 年国勢調査結果報告」から宮崎市分のみを抜き出したものです。

それぞれの表題の末尾に元となった結果報告の表番号を表示しています。他市町村の数値等、結果報告を参照するときの参考にしてください。



○掲載表と非掲載表について

国勢調査の結果には結果報告として刊行物になる掲載表と、刊行物には掲載されず結果 CD-ROM にのみ収録される非掲載表とがあります。

表題中 “ [第 1 表] ” は掲載表第 1 表を、“ [第 N3 表] ” は非掲載表第 3 表を意味します。

“ [第 2 表・第 N1 表 DID s] ” は掲載表第 2 表と非掲載表第 1 表の DID s 集計が合わせて掲載されていることを意味します。 DID s = 人口集中地区

5. お問い合わせは、

宮崎市総務部 情報政策課 統計係

電話：0985-21-1713 (直通) もしくは 0985-25-2111 (代表) 内線 2498・2499

E-mail：03toukei@city.miyazaki.miyazaki.jp

までご連絡ください。

平成12年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成12年国勢調査はその17回目に当たる。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成12年国勢調査は大規模調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正9年、昭和5年、昭和15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

なお、沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、昭和50年の国勢調査から調査地域となったが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって5回の国勢調査が実施されている。

調査の時期

平成12年国勢調査は、平成12年10月1日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成12年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

調査の対象

平成12年国勢調査は、調査時において、本市内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

4 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容

されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本市内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

(1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族

(2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成12年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

（世帯員に関する事項）

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続き柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現在住居における居住期間
- (8) 5年前の住居の所在地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 就業時間
- (12) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (13) 仕事の種類
- (14) 従業上の地位
- (15) 従業地又は通学地
- (16) 従業地又は通学地までの利用交通手段

（世帯に関する事項）

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 家計の収入の種類
- (4) 住居の種類
- (5) 住宅の床面積
- (6) 住宅の建て方

調査の方法

平成12年国勢調査は、総務庁（統計局・統計センター）- 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行なわれた。

調査の実施に先立ち、平成12年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定され、その数は2367調査区である。

なお、調査区は、平成2年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

平成12年国勢調査は、総務庁長官により任命された1959人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入した。

なお、調査に用いられた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1枚に4名分記入できる連記票である。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

用語の解説

人 口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、平成 12 年国勢調査の概要「調査の対象」を参照のこと。

年齢・平均年齢

年齢は、平成 12 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 12 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

また、本報告書に掲載されている平均年齢は、以下の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{\begin{array}{cc} 15 \text{ 歳以上就業者} & 15 \text{ 歳以上就業者} \\ \text{の年齢（各歳）} \times & \text{の各歳別人口} \end{array}}{15 \text{ 歳以上就業者}} + 0.5$$

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚 - まだ結婚をしたことのない人

有配偶 - 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別 - 妻又は夫と死別して独身の人

離別 - 妻又は夫と離別して独身の人

国 籍

国籍を「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「フィリピン、タイ以外の東南アジア、南アジア」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

ただし、「フィリピン、タイ以外の東南アジア、南アジア」の範囲は、インド、インドネシア、ヴェトナム、カンボディア、シンガポール、スリ・ランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モルディヴ、ラオスの 15 か国とした。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 - 日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 - 調査票の国名欄に記入された国

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分した。

自市区町村で従業・通学 - 従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅 - 従業している場所が、自分の居住する家又は家に付属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの雇人などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外 - 常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある者で上記の自宅以外の場合

他市区町村で従業・通学 - 従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

（これは、いわゆるその市区町村からの流出入口を示すものである。）

自市内他区 - 常住地が13大都市にある者で、同じ市（都）内の他の区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村 - 従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

他県 - 従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流出入口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

また、ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間で、収入になる仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはならず、「就業者」とした。

昼間人口と夜間人口

常住地による人口（夜間人口）とは、調査時に調査の地域に常住している人口である。

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。

[例：A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口 = A市の常住人口 - A市からの流出入口 + A市への流入人口

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していない。

昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、常住人口 100 人当たりの昼間人口の割合であり、100 を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100 を下回っているときは流出超過を示している。

A 市の昼夜間人口比率の計算方法

$$\text{A 市の昼夜間人口比率} = \frac{\text{A 市の昼間人口}}{\text{A 市の常住人口}} \times 100$$

5 年前の常住地

「5 年前の常住地」とは、5 年前に居住していた場所をいいます。平成 12 年国勢調査では、5 歳以上の人について、平成 7 年 10 月 1 日の前後を通じてふだん居住していた場所について調査し、次のとおり区分した。

現住所 - 調査時における常住地と同じ場所

国内 - 日本国内

自市区町村内 - 調査時における常住地と同じ市町村（13 大都市の場合は同じ区）

自市内他区 - 13 大都市（東京都特別区及び政令指定都市である札幌市，仙台市，千葉市，横浜市，川崎市，名古屋市，京都市，大阪市，神戸市，広島市，北九州市及び福岡市）について、同じ市（都）の他の区

県内他市区町村 - 同じ都道府県内の他の市区町村

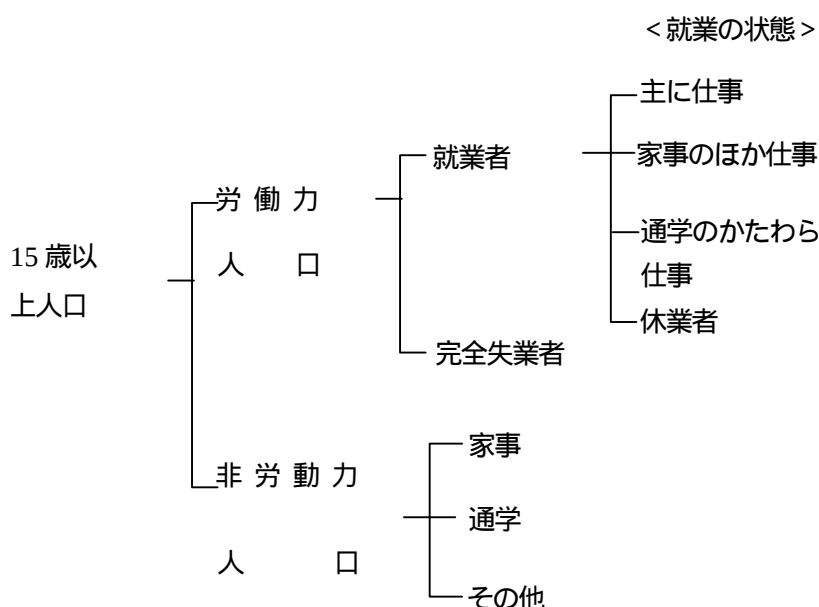
他県 - 他の都道府県

転入（国外から） - 日本以外

なお、5 年前には当該地域に居住していたが、調査時には他の地域に居住していた人は、他県又は他市区町村への転出として当該地域の結果表に表章した。

労働力状態

15歳以上の者について、平成12年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口 - 就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 - 調査週間中、資金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- （1） 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても資金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- （2） 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合
また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事 - 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事 - 主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事 - 主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者 - 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても資金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者 - 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 - 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事 - 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 - 主に通学していた場合

その他 - 上のどの区分にもあてはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

雇用者 - 会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常雇 - 期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇 - 日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

役員 - 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで雇人がいる人

雇人のない業主 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 - 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 - 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産 業

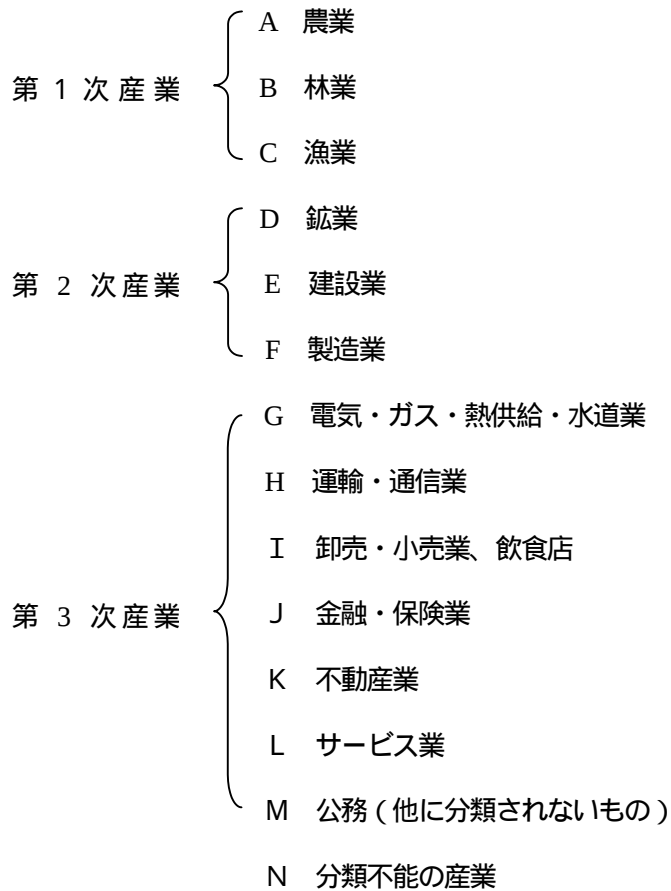
産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成12年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成5年10月改訂）を基に、平成12年国勢調査の集計用に再編成したもので14項目の大分類、77項目の中分類、223項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

産業大分類



就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

居住期間

居住期間とは、現在の場所に住んでいる期間によって、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」の6区分に区分したものをいう。

教 育

在学か否かの別

現在、学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分した。

卒業生 - 学校を卒業して、現在在学していない人

在学者 - 現在、在学中の人

未就学者 - 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれない。

最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類は、「小学校・中学校」、「高校・旧中」、「短大・高専」及び「大学・大学院」の四つに区分した。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校とした。

各区分に相当する主な学校は次のとおりである。

最終卒業学校の種類

最 終 卒 業 学 校 の 種 類	主 な 学 校 の 種 類
小 学 校 ・ 中 学 校	小学校、中学校 盲学校・ろう学校・養護学校の小学部・中学部 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 高等小学校 通信講習所普通科
高 校 ・ 旧 中 1)	高等学校 准看護婦養成所 盲学校・ろう学校・養護学校の高等部 旧制の中学校 高等女学校 実業学校 師範学校（予科・一部・二部） 鉄道教習所（中等部・普通部）通信講習所高等科 陸軍幼年学校 海軍甲種・乙種予科練
短 大 ・ 高 専 2)	短期大学 高等専門学校 都道府県立農業講習所 看護婦養成所 旧制の高等学校 大学予科 専門学校 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習講習所本科 陸軍士官学校 海軍兵学校
大 学 ・ 大 学 院 3)	大学 大学院

- 1) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（新中卒を入学資格とする修業年限4年のもの）、大学入学資格検定規定による試験の合格者、専修学校高等課程（中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの）、実業学校卒業程度検定試験合格者、高等学校高等科入学資格検定試験合格者等を含む。
- 2) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの）、専修学校専門課程（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの）、専門学校卒業程度検定試験合格者、高等学校高等科学力検定試験合格者等を含む。
- 3) 水産大学校及び気象大学校大学部（いずれも新高卒を入学資格とする修業年限4年のもの）、高等試験合格者等を含む。

一般世帯

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により次のとおり区分した。

- A 親族世帯** - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯
なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いからなる世帯も含まれている。
- B 非親族世帯** - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯
- C 単独世帯** - 世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 里親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
夫婦と夫の親から成る世帯
夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
夫婦と夫の親から成る世帯
夫婦と妻の親から成る世帯

- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
 - 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

3 世代世帯

3 世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の 3 世代世帯は含まれない。

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみで構成される一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみで構成される一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

単独有配偶者

単独配偶者とは、夫婦のうちいずれか一方が世帯内にいない有配偶者のことをいう。

家計の収入の種類

世帯を、世帯の生計を維持するための世帯全体の収入の種類により、次のとおり区分した。

- 1 **賃金・給料が主な世帯** - 主な収入が、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人の勤め先から得ている賃金・給料・賞与・役員手当などである世帯
 - (1) 賃金・給料のみの世帯 - 収入が賃金・給料のみの世帯
 - (2) 農業収入もある世帯 - 主な収入が賃金・給料で、農業収入もある世帯
 - (3) その他 - 主な収入が賃金・給料で、農業収入以外の他の収入もある世帯
- 2 **農業収入が主な世帯** - 主な収入が、個人経営の農業（農作物の栽培、家畜の飼育、耕作請負など）から得られる収入である世帯
 - (4) 農業収入のみの世帯 - 収入が農業収入のみの世帯
 - (5) 賃金・給料もある世帯 - 主な収入が農業収入で賃金・給料の収入もある世帯
 - (6) その他 - 主な収入が農業収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
- 3 **農業収入以外の事業収入が主な世帯** - 主な収入が、個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師、弁護士、文筆家などの収入である世帯
 - (7) 農業収入以外の事業収入のみの世帯 - 収入が農業収入以外の事業収入のみの世帯
 - (8) 賃金・給料もある世帯 - 主な収入が農業収入以外の事業収入で、賃金・給料の収入もある世帯
 - (9) その他 - 主な収入が農業収入以外の事業収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
- 4 **内職収入が主な世帯** - 主な収入が、内職（家庭内で行う賃仕事）から得ている収入である世帯
 - (10) 内職収入のみの世帯 - 収入が内職収入のみの世帯
 - (11) 賃金・給料もある世帯 - 主な収入が内職収入で、賃金・給料の収入もある世帯
 - (12) その他 - 主な収入が内職収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
- 5 **恩給・年金が主な世帯** - 主な収入が、恩給・退職年金・老齢年金・障害年金・遺族年金などの収入である世帯
 - (13) 恩給・年金のみの世帯 - 収入が恩給・年金のみの世帯
 - (14) その他 - 主な収入が恩給・年金で、その他の収入もある世帯
- 6 **仕送りが主な世帯** - 主な収入が、別に住んでいる親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費である世帯
- 7 **その他の収入が主な世帯** - 主な収入が、上記以外で、例えば、家賃・地代、利子・配当、雇用保険、生活保護、土地売却代金、退職金などの収入や、預貯金の引出しなどである世帯

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

利用交通手段

従業地又は通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類を、次のとおり区分した。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はそのすべての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計した。

利用交通手段が1種類

- 1 徒歩だけ - 徒歩だけで通勤又は通学している場合
- 2 鉄道・電車 - 電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
- 3 乗合バス - 乗合バス(トロリーバスを含む。)を利用している場合
- 4 勤め先・学校のバス - 勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
- 5 自家用車 - 自家用車(事業用と兼用の自家用車を含む)を利用している場合
- 6 ハイヤー・タクシー - ハイヤー・タクシーを利用している場合(雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む)
- 7 オートバイ - オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
- 8 自転車 - 自転車を利用している場合
- 9 その他 - 船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合

利用交通手段が2種類

- 10 鉄道・電車及び乗合バス
- 11 鉄道・電車及び勤め先・学校のバス
- 12 鉄道・電車及び自家用車
- 13 鉄道・電車及びハイヤー・タクシー
- 14 鉄道・電車及びオートバイ
- 15 鉄道・電車及び自転車
- 16 乗合バス及び勤め先・学校のバス
- 17 乗合バス及び自家用車
- 18 乗合バス及びハイヤー・タクシー
- 19 乗合バス及びオートバイ
- 20 乗合バス及び自転車
- 21 その他利用交通手段が2種類

利用交通手段が3種類

- 22 鉄道・電車、乗合バス及び勤め先・学校のバス
- 23 鉄道・電車、乗合バス及び自家用車
- 24 鉄道・電車、乗合バス及びハイヤー・タクシー
- 25 鉄道・電車、乗合バス及びオートバイ
- 26 鉄道・電車、乗合バス及び自転車

- 27 鉄道・電車、勤め先・学校のバス及び自家用車
- 28 鉄道・電車、勤め先・学校のバス及びオートバイ
- 29 鉄道・電車、勤め先・学校のバス及び自転車
- 30 その他利用交通手段が3種類

利用交通手段が4種類以上

人口集中地区 (DID) (Densely Inhabited District)

昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに人口集中地区を設定した。

平成12年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定した。

- (1) 平成12年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1 km²当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が平成12年国勢調査時に5,000人以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1 km²当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。